

# 東久留米市第三次環境基本計画

## 東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

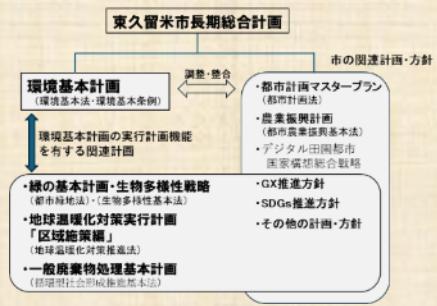
### 概要版（案）

東久留米市  
令和8年3月

・・・イラスト表紙・・

## 東久留米市の環境基本計画について

- 環境基本計画は環境基本条例に基づいて策定される環境関連計画の最上位のものです。具体的な計画や施策が別にある場合は、それらを環境基本計画の実行計画の機能を有する計画として位置づけ整合を図っています。  
(例：緑の基本計画・生物多様性戦略、地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物処理基本計画)
- 計画の期間は7年間です。環境基本計画と関連性が高い「緑の基本計画・生物多様性戦略」と次の見直し時期を合わせています。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の大方針を環境基本計画に内包し、実行計画部分は別冊として作成します。
- 計画の推進主体は、市民、事業者、行政です。各主体はそれぞれの立場で役割を果たし、互いに協力連携して環境活動を推進します。
- 計画の対象範囲は、市の特色ある自然環境、生活環境のほか、地球温暖化問題などの地球環境とします。



東久留米市の恵み豊かな自然や生活環境を、気候変動や生活・自然環境悪化のさらなるリスクも見据え、対策を行いながら次世代に引き継いでいく必要があります。

## 東久留米市の将来の環境像と方針

### (1) 東久留米市の将来の環境像

東久留米市は太古から水と緑に恵まれていましたが、かつては急激な都市化によってそれらの豊かな自然環境が失われた時代もありました。しかし、多くの人々によるたゆまない環境改善の努力の結果、清流が回復し、水や緑とのふれあいの場や機会も増えてきました。落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りであり、多くの市民の生活にうるおいと安らぎをもたらしています。

私たちは将来にわたって、この豊かな自然と、それらを守り育ててきた活動、その自然から恩恵を受けている生活を大事にし、温暖化などの地球環境問題によって脅かされている自然環境やくらしを守り、さらに向上していく“まち”でありたいと思います。

こうしたことから、東久留米市が目指す「将来の環境像」を

**水と緑を育み、地球環境と調和したくらしを  
みんなで創るまち “東久留米”**

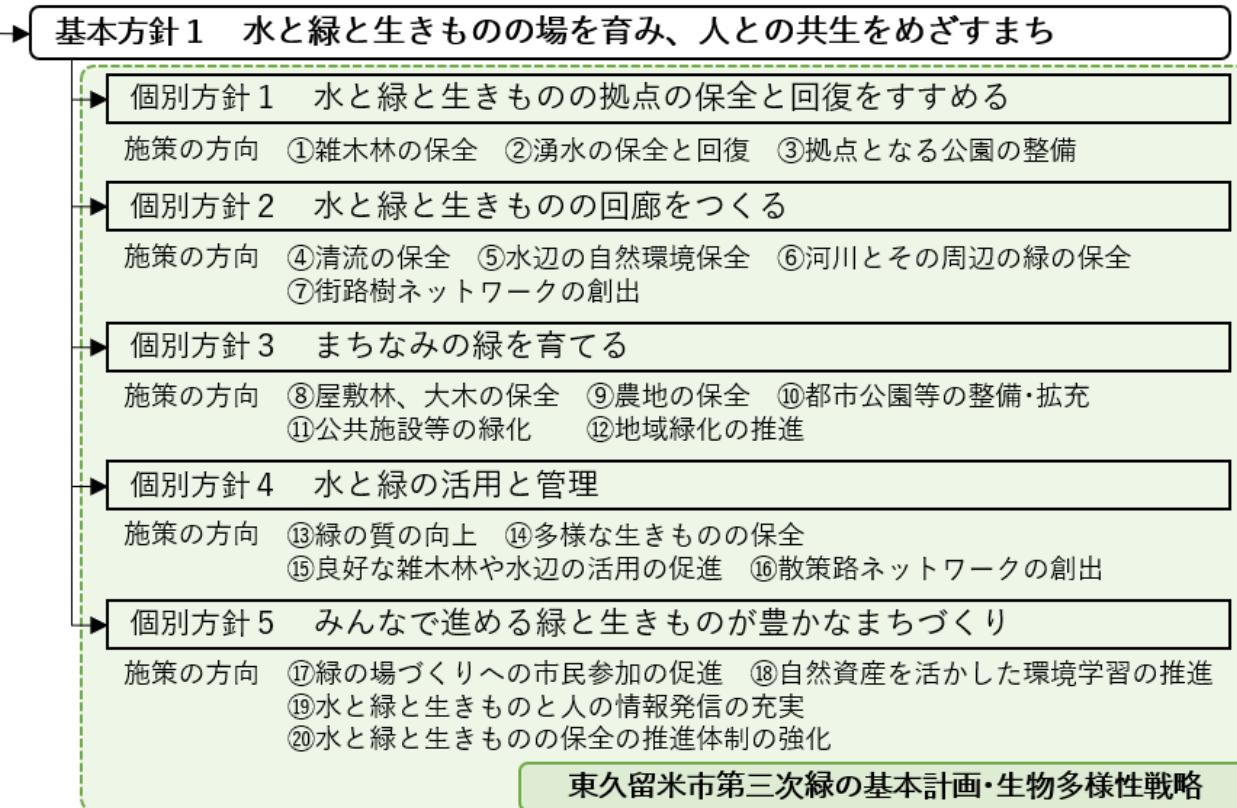
とします。

## (2) 計画の体系図

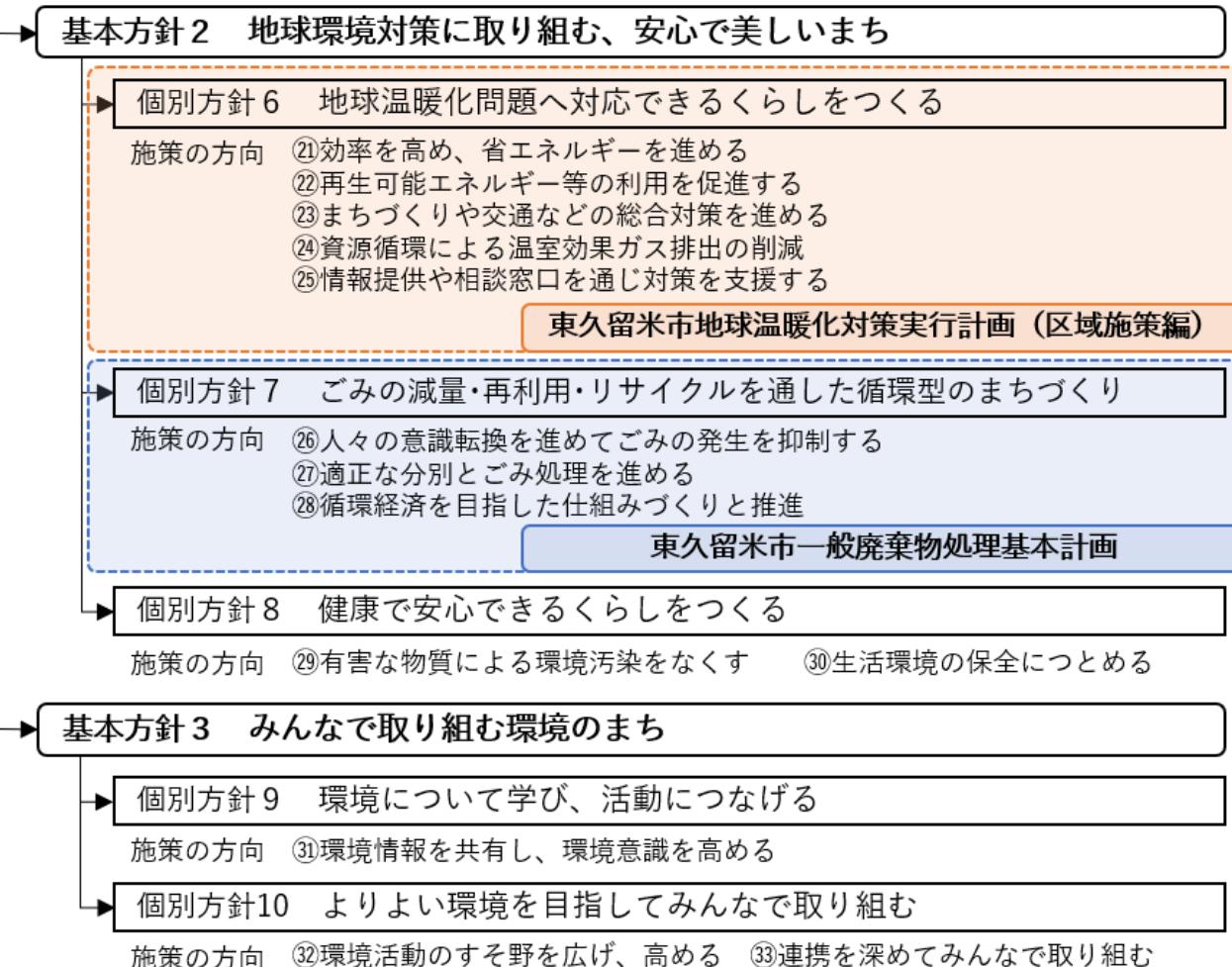
「将来の環境像」の実現を目指すための3つの基本方針と個別方針、施策の方向

### 【基本方針、個別方針、施策の方向】

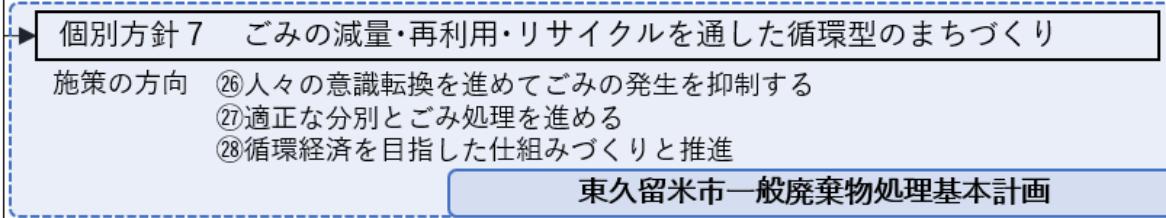
水と緑を育み、地球環境と調和したくらしをみんなで創るまち  
"東久留米"



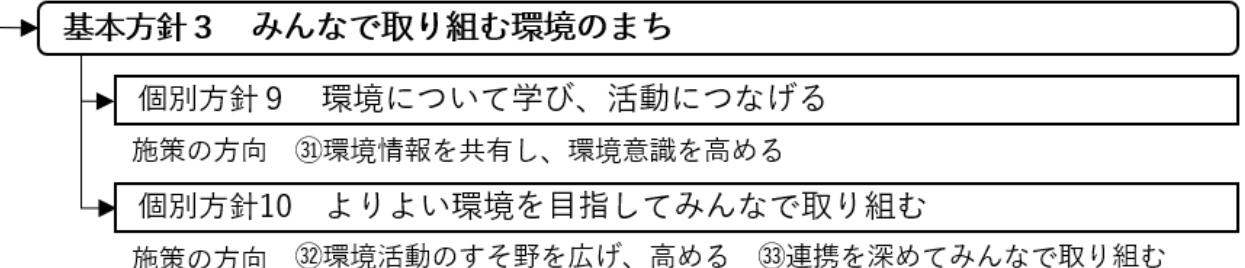
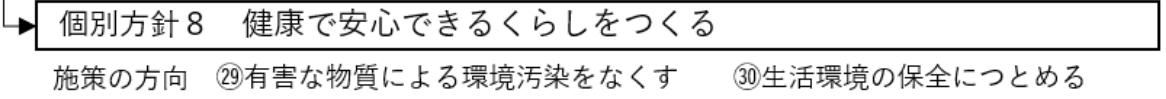
### 東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略



### 東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



### 東久留米市一般廃棄物処理基本計画



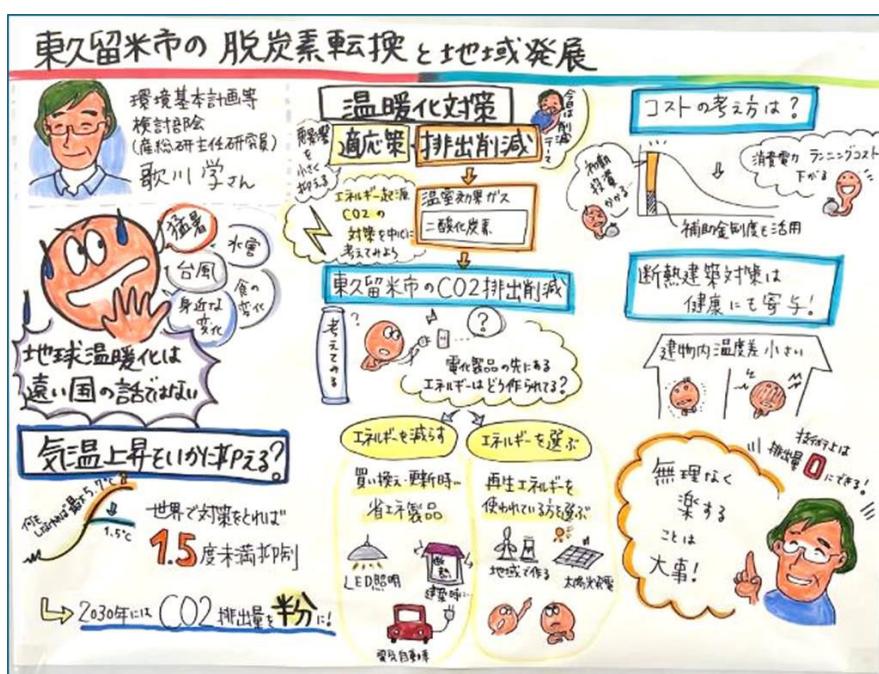
## «市民が思う東久留米市の好きなところ»

東久留米市第1回かんきょう・脱炭素 市民ワークショップ（2025年5月18日開催）では、東久留米市のかな自然や生活環境への意見が多く出してもらい、グラフィックレコーディングでまとめました。

東久留米市の自然環境は都市開発が進む中で汚染された時代もありましたが、その後の努力で清流や緑の環境を取り戻してきました。この恵み豊かな自然や生活環境を、気候変動や生活・自然環境悪化のさらなるリスクも見据え、対策を行いながら次世代に引き継ぐ必要があります。



図 東久留米市の好きなところ



歌川学氏（産業総合研究所）からの、東久留米市の温室効果ガス削減のポテンシャルと対策のポイントをまとめたグラフィックレコーディング

# 基本方針、個別方針と取り組みの概要

## 基本方針 1

### 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

#### 個別方針 1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる

水と緑と生きものの拠点は、まちの緑の中心であり、多様な生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少と共に伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全と回復のための対策を進めていきます。また、都立六仙公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

##### 施策の方向

##### 雑木林の保全／湧水の保全と回復／拠点となる公園の整備



##### 市民の取組

- 東久留米市自然ふれあいボランティアなどの団体と協働で除草や落ち葉かき、ごみ拾い等を行い、雑木林の保全に努めます。
- 豊富な湧水が流れる黒目川や落合川の水環境を保全するために、ごみのポイ捨てをさせない行動や清掃などを実施します。
- 公園や緑地を、地元の自然に身近に親しむ場として利用または活用します。



##### 事業者の取組

- 雜木林を含む開発を行う場合は、既存の自然環境や景観を保全する等の配慮をした開発をします。
- 宅地開発を行うときは敷地内に雨水浸透施設の設置をします。
- 公園施設の設置管理やリニューアル等に関して、積極的に関わります。

#### 個別方針 2 水と緑と生きものの回廊をつくる

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし、清流として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために、生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

##### 施策の方向

##### 清流の保全／水辺の自然環境保全／河川とその周辺の緑の保全／街路樹ネットワークの創出



市民の取組

- 黒目川や落合川沿いの遊歩道（いこいの水辺、自転車歩行者専用道路など）について、清掃活動などのイベントに参加します。
- 地域の環境保全意識を高めるためのワークショップ、セミナー等に積極的に参加します。
- 宅地内の植樹や植栽をつうじて、生きものの回廊の形成に努めます。
- 市民環境会議やボランティア団体に協力し、湧水保全の意識を高めます。



事業者の取組

- いまの湧水環境を将来につなぐため、地下水に影響を及ぼす可能性のある工事については十分に配慮します。
- 健全な水循環を維持するため、工事を行う際は宅内浸透処理をします。
- 地域の環境保全意識を高めるためのワークショップ、セミナー等に積極的に参加します。

### 個別方針3 まちなみの緑を育てる

拠点や回廊とともにまちなみの緑も市内における重要な緑や生きものの生息・生育環境を構成しています。生物多様性に配慮して、公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに、市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。緑を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政が一体となって将来に残す方策を講じていきます。

施策の方向

屋敷林、大木の保全／農地の保全／都市公園等の整備・拡充／公共施設等の緑化／地域緑化の推進



市民の取組

- 良好な環境を確保するため、緑地保護区域内の保存樹木として指定を受け、緑の保全に協力します。
- 住宅を新築する場合は、敷地内に植樹や植栽を行い、宅地の緑化に努めます。
- 市民農園や体験型農園を利用し、農業への関心を持ちます。
- 市内の農業情報を市報、市公式Webサイト、市公式SNS等で確認します。



事業者の取組

- 良好な環境を確保するため、緑地保護区域内の保存樹木として指定を受け、緑の保全に協力します。
- 事業所の敷地内に植樹や植栽を行い、敷地の緑化に努めます。
- 東久留米市農産物を利用するなど、地場産の農産物を取り入れます。

## 個別方針4 水と緑の活用と管理

これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木化施設が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生息・生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることができます。水と緑の保全・回復・創出を推進して人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。

### 施策の方向

緑の質の向上／多様な生きものの保全／良好な雑木林や水辺の活用の促進／散策路ネットワークの創出



市民の取組

- 宅地内樹木等の定期的な剪定等により、緑の質の維持・向上に努めます。
- 生物多様性に配慮し生きものの生育環境を保全するとともに、飼育放棄等による外来生物の侵食を防止します。

- 水と緑と生きものの拠点などにおける開発事業においては、環境保全を考慮します。
- 事業所敷地内における樹木等について定期的な剪定等を行い、緑地の維持管理に努めます。



事業者の取組

## 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

緑や生きものが豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。今も残る自然を活かし保全するためには、その情報の蓄積と発信が有効で、また広い市民意識の高まりが必要です。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

### 施策の方向

緑の場づくりへの市民参加の促進／自然資産を活かした環境学習の推進／水と緑と生きものと人の情報発信の充実／水と緑と生きものの保全の推進体制の強化



市民の取組

- 市や事業者、ボランティア団体、市民が発信する水と緑などに関する情報を収集します。
- 水と緑と生きものに関するイベントや講座等に参加し、ボランティア活動のきっかけづくりや仲間づくりの場として活用し、市民環境会議等の活動に参加します。

- みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
- 市や事業者、ボランティア団体、市民が発信する水と緑などに関する情報を収集します。



事業者の取組

個別方針1～4は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

## 基本方針2

# 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

### 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、気温の上昇や異常気象をもたらし、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。その危機は深刻化しており、東久留米市でも地球温暖化対策の強化が求められます。東久留米市ゼロカーボンシティ宣言で示されている「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指し、地球温暖化対策効果と経済性の両立を目指した目標と施策を計画し、東久留米市を構成する全ての人々の主体的な行動を促進していきます。

個別方針6は「東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の内容と整合を図っています。

#### 施策の方向

効率を高め、省エネルギーを進める／再生可能エネルギー等の利用を促進する／まちづくりや交通などの総合対策を進める／資源循環による温室効果ガス排出の削減／情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する



市民の取組

- 家電の買い替えの時には、LED照明、高効率な冷暖房機器・給湯機・省エネ家電を、車は燃費性能の高い車やEV（電気自動車）を選びます。
- 住宅の新築・建替え時には、高い断熱性能の断熱材や窓を用いたり、省エネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れた、人にも地球環境にもやさしい住宅を選び、改修時には住宅の高断熱・高効率化を図ります。
- 住宅に太陽光発電設備や蓄電池を導入したり、再生可能エネルギー由来の再エネ電力プランに切り替えます。
- 移動手段を自家用車から公共交通や自転車などに切り替えます。

- 設備の買い替えの時には、LED照明、高効率な冷暖房機器・給湯機を、車は燃費性能の高い車やEV（電気自動車）を選びます。

- 事務所の新築・建替え時には、高い断熱性能の断熱材や窓を用いたり、省エネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れた、人にも地球環境にもやさしい建物を選び、改修時には高断熱・高効率化を図ります。

- 移動手段を公共交通機関やカーシェア、シェアサイクルなどに切り替えます。



事業者の取組

（東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）より）

#### 計画の対象とする温室効果ガス

CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）、CH<sub>4</sub>（メタン）、N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）及びHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の4種類

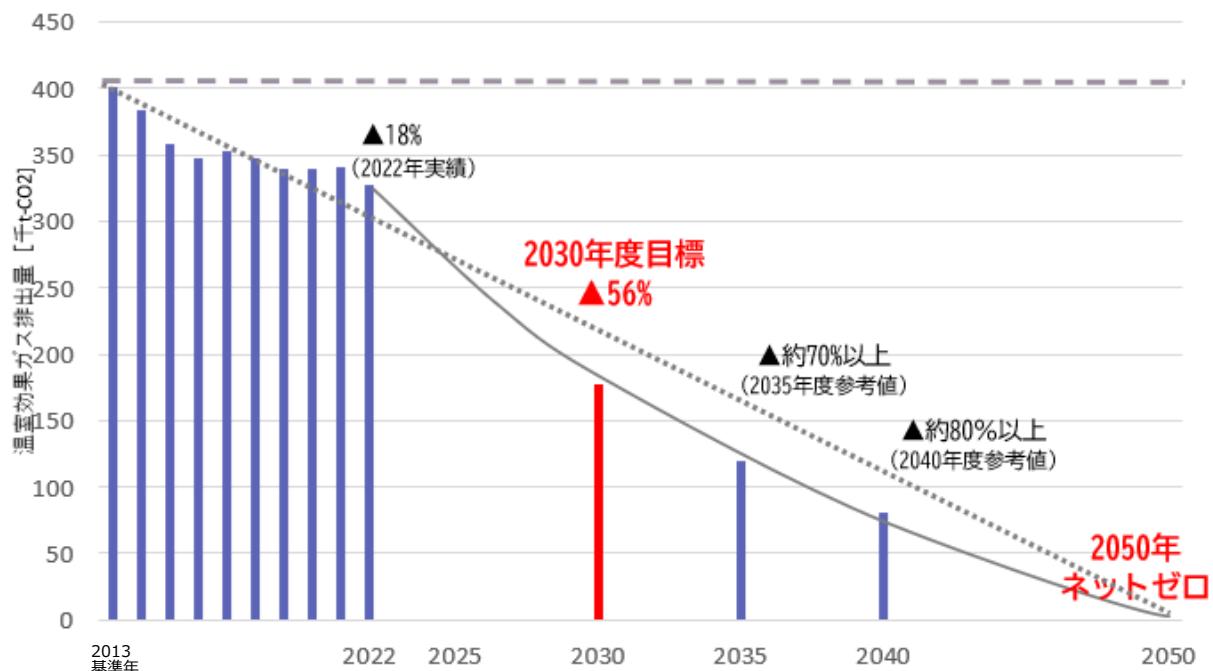
#### 地球温暖化とその原因、影響と対策

- 世界的な気温上昇傾向と気候変動が加速し、生態系への影響やリスクが高まっている
- 世界的な気温上昇や気候変動の原因は人為的な温室効果ガス濃度が高まることによる「地球温暖化」
- 温室効果ガス濃度が増加すると、地球の表面があたためられやすくなる
- 地球の熱収支は、地球をあたため続ける傾向にある
- 地球の表面温度が上昇し、気象現象への影響が進んでいる
- 国際的に地球温暖化の懸念と対策への知見を高め、対策目標も更新してきた。
- 日本でも2050年カーボンニュートラルを目指し、対策が強化されている。
- 対策の柱は「再生可能エネルギーの導入」と「省エネルギー」



## «東久留米市の温室効果ガス削減目標» (東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)より)

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすること(カーボンニュートラルの実現)を目指し、2030年度において、2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を56%削減することを本計画の目標とします。



注) 東久留米市の 2030 年度 56% 削減は、国の 2030 年度削減目標値である 46% に比べ高い目標ですが、本目標値は、現在既に商用化・実用化されている脱炭素技術や対策の適用が政策上実行可能かについて、十分な検討を行った結果です。

表 東久留米市の温室効果ガス排出量削減目標 (参考値含む)

	基準年	実績	削減目標 (2013 年度からの削減率)			
	2013 年度	2022 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度	2050 年度
本計画で目指す削減率 <sup>注1)</sup>	0 %	18%	56%	(約 70% 以上)	(約 80% 以上)	100%
※カッコ内は参考値						
市の施策を実行しない場合		18%	34%	(42%)	(46%)	(73%)

注) 家庭や工場・事業所での様々な設備・施設更新や改修の際に、省エネ設備機器、断熱建築、燃費の良い車や電気自動車を選ぶことで、無理なく、後戻りなく、かつ費用効果的にエネルギー消費量を削減できます。この対策を最大限進めた場合には、東久留米市は 2030 年に 2013 年度比 66% 削減するポテンシャルを持ちます。

東京都環境局は、ご家庭や事業者向けの環境関係の補助制度等を紹介する「エコサポート2025 環境関連の東京都補助金・支援策ガイド」の冊子を作成しています。様々な役立つ補助金・支援策を掲載していますのでご活用ください。

(令和8年3月時点)



出典：東京都環境局 ([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/eco\\_support/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/eco_support/))

## 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり

ごみの発生抑制、減量化、資源化を進め、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を目指します。そのために、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動、すなわち「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」を目指した仕組みづくりと推進を図ります。

施策の方向	人々の意識転換を進めてごみの発生を抑制する／適正な分別とごみ処理を進める／循環経済を目指した仕組みづくりと推進
-------	---



市民の取組

- ごみ削減に向けて3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底します。
- マイバックやマイボトルの利用、食品ロス、生ごみのコンポスト化など、無駄な消費を抑え、環境に配慮した消費行動をとります。
- 資源物の分別排出に努め、ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理します。
- 資源物集団回収事業に参加したり、資源化に関する情報等を活用します。
- リサイクル製品を購入したり、ごみ減量化・資源化協力店を利用します。

- 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制をすすめます。
- 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発します。
- マイバックの持参を消費者に呼びかけます。
- 事業所におけるごみの資源化に努め、資源化に関する情報等を活用します。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進します。



事業者の取組

## 個別方針8 健康で安心できるくらしをつくる

市民の快適で安心できる生活環境を維持していくためには、環境からの汚染や様々な不快な干渉を減らす必要があります。これまで様々な規制によって公害の防止が図られてきました。近年、新しい化学物質が毎年数多く登場することから、そのリスク管理は規制とともに事業者の自律的な管理が求められています。行政は、これまでの公害防止に加えてリスク管理の視点をもって市民や事業者の啓発に努め、また予防的な対応を図る必要があります。事業者や市民は有害と思われる排出物や不快な騒音などを減らす努力を行います。

施策の方向	有害な物質による環境汚染をなくす／生活環境の保全に努める
-------	------------------------------



市民の取組

- 自動車等からの大気汚染を防ぐため、低排出ガス車を積極的に導入します。
- 雑排水の河川流出防止努めます。
- 公害に関する情報を認識し、意識を高めます。
- 快適な生活環境を守るため、日々の暮らしや事業活動において、生活環境に悪影響を与える行為・活動を抑制します。

- 自動車等からの大気汚染を防ぐため、低排出ガス車を積極的に導入します。
- 土壤や河川、地下水の有害な物質による汚染を防ぐために、化学物質や油脂類、また農薬や化学肥料などの適正管理を行います。
- 市民に対して化学物質に関する情報を公表するほか、リスクについての適切な理解を促進します。
- 公害の防止のため、環境規制の適合性を評価する継続的な監視と対策を自主的に行います。
- 公害に関する情報を認識し、意識を高めます。
- 騒音・振動・悪臭の発生を防ぐため、規制基準を遵守し、また、日々の事業活動において周辺への配慮に努めます。



事業者の取組

### 基本方針3

## みんなで取り組む環境のまち

### 個別方針9 環境について学び、活動につなげる

環境に関する情報やイベント等を通じて、学校や職場、地域社会の人たちと本市の水と緑に象徴される豊かな環境資産を共有し、環境意識を高められるように市民・事業者・行政で連携を図りながら、環境について学べる活動につなげていきます。また行政は活動を支援するとともに、市民・事業者は講師の派遣などに協力します。

#### 施策の方向

#### 環境情報を共有し、環境意識を高める



市民の取組

- 市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、それぞれの主体の間でお互いが持っている情報を共有します。
- 環境基本計画に基づいて市民・事業者・行政が効果的に各種活動を展開するため、事業者や行政と協力し、環境年次報告書「かんきょう東久留米」をもとに、各主体が内容を共有した上で環境活動を進めます。

- 市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、それぞれの主体の間でお互いが持っている情報を共有します。
- 環境基本計画に基づいて市民・事業者・行政が効果的に各種活動を展開するため、市民や行政と協力し、環境年次報告書「かんきょう東久留米」をもとに、各主体が内容を共有した上で環境活動を進めます。



事業者の取組

## 個別方針 10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

地球温暖化や地域の環境対策は市民・事業者・行政が連携を深めて目標に向かって取り組んでいく必要があります。その為には多くの市民や事業者の参画が不可欠で、協働による仕組みや情報の支援が必要です。行政はDX（デジタルトランスフォーメーション）による新たな双方向コミュニケーションを検討・推進するなど市民や事業者の取り組みをサポートします。

### 施策の方向

環境活動のすそ野を広げ、高める／連携を深めてみんなで取り組む



市民の取組

- 環境活動に取り組む人を増やすため、環境活動や環境学習に積極的に参加するとともに、多様な世代が参加しやすい仕組みを事業者や行政とともにつくります。
- 市民・事業者・行政と連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動に参加・協力します。
- SNSなどのデジタルツールを活用して、自発的な取組などを発信し、環境への意識を市民全体に拡げます。
- 水循環をはじめとして広域的な環境課題に対応していくため、近隣市の市民活動団体同士で連携・交流するなど東久留米市の枠を超えた市民活動に取り組みます。

- 環境学習や環境教育などの活動を積極的に担う人材の発掘、育成を行います。
- 環境活動に取り組む人を増やすため、環境活動や環境学習に積極的に参加するとともに、多様な世代が参加しやすい仕組みを市民や行政とともにつくります。
- 市民・事業者・行政と連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動に参加・協力します。
- SNSなどのデジタルツールを活用して、環境情報や事業者の自発的な取組などを発信し、環境への意識を市全体に拡げます。
- 市民・事業者・行政の協働体制を強化するため、それぞれの役割分担を明確にした推進体制をもとに行動を推進していきます。
- 水循環をはじめとして広域的な環境課題に対応していくため、都や近隣市との連携を進めています。



事業者の取組

# 計画の推進

## (1) 推進体制

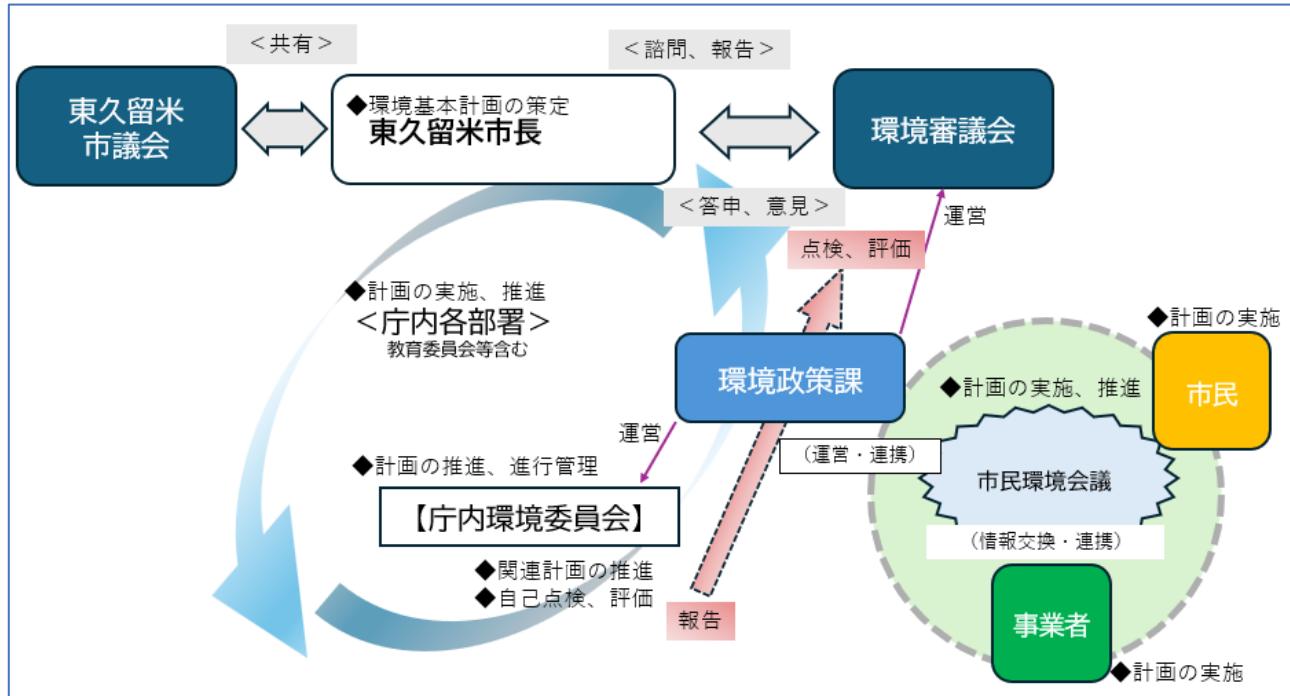


図 東久留米市環境基本計画の推進体制

## (2) 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、「かんきょう東久留米」において環境の側面からの点検評価を行います。

下記の個別方針ごとの点検評価項目(代表指標)に加え、各計画における個別方針ごとの施策の取り組み状況を毎年度点検します。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価します。

方針		点検評価項目(代表指標)
基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち		
個別方針1	水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積</li> </ul>
個別方針2	水と緑と生きものの回廊をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川環境基準項目測定値</li> </ul>
個別方針3	まちなみの緑を育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数</li> <li>● 生産緑地地区の面積</li> </ul>
個別方針4	水と緑の活用と管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生きものモニタリング結果 (市民観察種/代表種(毎年調査)/代表種(5年に1回程度調査)の確認状況)</li> <li>● 特定外来生物把握数</li> </ul>
個別方針5	みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境イベント開催数</li> <li>● 環境イベント参加者数</li> </ul>
基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち		
個別方針6	地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温室効果ガス排出削減率</li> <li>● エネルギー消費量</li> <li>● 電力消費量</li> </ul>
個別方針7	ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ排出量(家庭ごみ原単位(g/人・日))</li> <li>● リサイクル率</li> </ul>
個別方針8	健康で安心できるくらしをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般環境大気測定局データ</li> <li>● 地下水有機塩素化合物調査結果</li> <li>● 道路交通騒音振動調査結果</li> </ul>
基本方針3 みんなで取り組む環境のまち		
個別方針9	環境について学び、活動につなげる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東久留米市の良さ(水と緑)を知っている市民の割合</li> <li>● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合</li> <li>● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合</li> </ul>
個別方針10	よりよい環境を目指してみんなで取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校での環境学習の実施状況</li> <li>● 環境関連団体の登録者数</li> <li>● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合</li> <li>● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合</li> <li>● 環境の保全に気をつけている市民の割合</li> </ul>

# 東久留米市第三次環境基本計画

の本編はこちらから…

二次元  
コード

## ◆ (別冊) 東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

## ◆ 資料編 資料1~17

二次元  
コード

### ➤ 資料16 用語集

二次元  
コード

### ➤ 資料17 東久留米市の温室効果ガス削減対策と ポテンシャル推計及び削減目標感度分析

二次元  
コード

#### ◀コラム① 湧水のもとは雨水

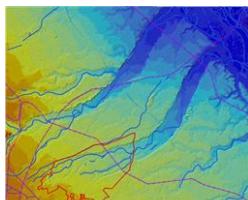
東久留米の湧水は、武藏野台地に降った雨が関東ローム層や礫層にしみ込んで湧き出ています。関東ローム層はスポンジ構造の保水力の大きい土で、その全体積の50~70%は水で占められており、かつては冬に毛細管現象などで15cmの霜柱が立ちました。

5~6万年前に流れている古多摩川の崖下のいたるところから湧き出していたのは、降雨によって関東ローム層から押し出される量と、地下水のたまる層の中の各所にある粘土の大小さまざま受け皿から時間差をもって流出する量が多かったからです。

また湧水の約50%が河床から出ている落合川の礫層は古多摩川によりかなり研磨され丸くなったり多く、礫と礫の間に地下水がとどまりやすいことから保水量が多くなっています。なお、現在の多摩川とのつながりは、台地の隆起による断層と浸食による河床低下によってなくなってしまっているといえるので、礫層からの湧水も雨水ということになります。

向山緑地にある立野川の谷頭の湧水は冬は枯れていますが、かつては冬でも豊富に湧き出しており、1960年に河童?が目撃されたとの騒ぎがあったほど深い深みがあったわけです。

土地利用の長期変遷のグラフにあるように、雨水が浸透できる農地は減少しています。農地の保全と、浸透ますや透水舗装などがますます必要になっています。なお、湧水の質の保全には化学肥料・農薬等の過剰使用を控えることも大事です。



#### ◀コラム⑤ タイヤ由来のマイクロプラスチック、ご存じですか?

2025年国立環境研究所などの調査により、全国36地点のうち32地点でタイヤ由来のマイクロプラスチック(MPs)が検出されました。

これらは自動車のタイヤが摩耗することで生じ、年間約1.1~2.4万トンのMPsが環境中に流出していると推定されています。特にタイヤ由来粒子は、全体の24~85%を占める主要な汚染源とされています。

これらの粒子は、雨と共に道路から流れ出し、川を通じて海や湖に運ばれ、堆積物として蓄積されます。つまり、私たちの移動や物流の在り方が、川の汚染と直結しているのです。

車は日常生活では欠かせない乗り物です。しかし「使い方」や「選び方」を考える必要があります。エコタイヤを選択することや、急発進・急ブレーキを避ける運転は、摩耗を減らし、MPsの発生を抑えることにつながります。

マイクロプラスチックは目に見えないからこそ見過ごされがちですが、飲料水や食品を介し、私たちの健康影響へつながっていく可能性があります。

エネルギー効率の高い家電製品に買い替えることに加え、今後はエコタイヤへの交換も視野に入れてみてはいかがでしょうか?

#### ◀コラム② 事業者での脱炭素取り組みについて

市内で製造業を68年ほど行っている従業員6名ほどの小企業です。製造の内容は当然のように大きく変化しています。創業当時は金属プレス加工業でしたが、現在ではワイヤーカット放電加工を中心とした精密微細部品加工をおこなっています。以前は振動、騒音等が発生していましたが、最近では周辺に住宅が多くなり、そのような問題が起こらないような事業への転換を余儀なくされています。

脱炭素の取り組みとしては、東京都の助成金などを活用して、社内で使用しているエアコン等を最新の環境対策機種でエネルギー効率の良い物に交換しています。

同様に数年前より社内の蛍光灯をLED照明に交換して、電気代の節減を行っています。

また、東京都の助成金を活用し、工場の屋根に太陽光発電の設置を考えましたが、最近の工事費や銅などの配線設備の高騰で2年前ごとと比べると2倍以上の金額になってしまい、現状では一時保留としています。いずれペロブスカイト太陽電池などが実用化された頃に、再度考えてみようと思っています。

中小の事業者にとっても、東京都などの助成金が多岐にわたってあるので、それらを活用し、脱炭素に取り組んでいきたいと思います。

#### ◀コラム⑥ その野焼き、ちょっと待って!

#### ~ダイオキシン類を発生させないために~

寒い時期になると野焼き(屋外焼却)の通報が当課に多く寄せられます。野焼きは法律で原則禁止されている行為であることをご存じでしょうか?

廃棄物(ごみ等)を屋外で焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。また法律に適合しない焼却炉等を使用しての焼却も同様です。

なぜ野焼きがいけないのか、それは焼却温度が低いため燃やすもの(特に塩素系を含むプラスチック類や水分を多く含む生ごみなど)によってダイオキシン類を発生させ、人の健康や自然環境に深刻な悪影響を与える可能性が高いからです。ダイオキシン類を分解するためには800℃以上の高温で焼却しなければなりません。

ダイオキシン類は「史上最悪の猛毒」とも称されることがあり、非常に毒性が強いことで知られています。たとえ微量であっても一度環境中に放出されると分解されにくく、煙と一緒に空気中に放出されたダイオキシン類は、土壤や河川に降り注ぎ、食べ物を通じて私たちの健康に被害をもたらす恐れがあるのです。

例外として認められる野焼き(例えば農業や林業等を営むためやむを得ない焼却、神社のお焚き上げなど)もありますが、煙の臭いが原因で近隣の方々とトラブルになるケースも少なくありません。

「燃やしてしまえば無くなるごみ」ですが、ダイオキシン類などの有害物質は環境中に残留し、わたしたちの暮らしに戻ってきます。ダイオキシン類という目に見えない脅威から地域を守るため、ごみの適正処理にご協力をお願いいたします。

## 東久留米市第三次環境基本計画(概要版)

令和8(2026)年2月

発行：東久留米市

編集：環境安全部環境政策課

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

電話 042-470-7753(直通)

E-mail kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp